平成２９年（フ）第１７４号
茨城県水戸市元山町２丁目３番56号
債務者　市村　義明
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２３９号
熊本市北区鶴羽田４丁目２番33号　プラシードＢ201、前住所熊本市北区梶尾町1784番地８
債務者　和田　　強
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４０号
熊本市北区鶴羽田４丁目２番33号　プラシードＢ201、前住所熊本市北区梶尾町1784番地８
債務者　和田　照美
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３０１号
熊本市東区尾ノ上３丁目14番32―202号、住民票上の住所福岡市西区姪の浜２丁目３番11―802号
債務者　甲斐　高生
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６４号
北海道小樽市相生町９番６号
債務者　安田　輝男
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６５号
北海道小樽市松ケ枝２丁目７番10号、前住所北海道小樽市赤岩１丁目25番10号
債務者　篠田　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６７号
北海道小樽市新光１丁目33番20号　阿内マンション２－Ｂ、前住所北海道小樽市桜３丁目９番10号
債務者　柴山ゑい子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第４１９号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番１―404号
債務者　吉野　光治
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番１―404号
債務者　吉野　綾佳（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
茨城県鹿嶋市大字棚木325番地50
債務者　宮崎　良子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第４２号
茨城県鹿嶋市大字武井2055番地15
債務者　山田　哲宣
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第５７３号
千葉県八千代市高津東３丁目５番地19　ルミエールＩＷＡＩⅡ202
債務者　安野　哲生（旧姓蜂谷）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６４４号
千葉県市原市大和田265番地
債務者　市原　裕也
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６９７号
千葉市稲毛区稲毛台町23番13号　アイハイツＦ号
債務者　成田　文成
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７２６号
千葉市稲毛区黒砂台３丁目９番29号、旧住所千葉市稲毛区園生町320番地２　稲毛ガーデンハウス402号
債務者　平澤　成子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７４６号
千葉県市川市大野町３丁目1832番地１号（ガーデンホームズⅡ103）
債務者　小嶋　紘子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７４７号
千葉県市川市大野町３丁目1832番地１号（ガーデンホームズⅡ103）
債務者　小嶋　雅史
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係